

## 新旧対照表

現行	改正	内容
大分市建設工事の情報共有システム活用に関するQ&A	大分市建設工事の情報共有システム活用に関するQ&A	
Q 1 (略)	Q 1 (略)	
Q 2 (略)	Q 2 (略)	
Q 3 (略)	Q 3 (略)	
Q 4 (略)	Q 4 (略)	
Q 5 (略)	Q 5 (略)	
Q 6 (略)	Q 6 (略)	
Q 7 情報共有システムの利用期間は？	Q 7 情報共有システムの利用期間は？	
A 7 <del>受発注者間で利用できる期間は、施工計画書提出時以降から、原則工事完了日(完成通知日)までとします。</del> <del>また、施工計画書提出時に実施の有無を決定することから、施工計画書提出前の工事帳票等は紙媒体での提出となりますので、情報共有システムの効果発現のためにも、早期に施工計画書を提出するよう心掛けて下さい。</del> <del>なお、施工計画書の提出については、対面での協議が必要と考えられますので、紙媒体での提出としております。</del>	A 7 受発注者間で利用できる期間は、 <b>協議が整い、実施の有無が決定した後</b> から、原則工事完了日(完成通知日)までとします。	(変更)実施の意向確認方法の変更に伴い記載内容を変更。
Q 8 (略)	Q 8 (略)	
Q 9 (略)	Q 9 (略)	
Q 1 0 (略)	Q 1 0 (略)	
Q 1 1 情報共有システムで処理した工事帳票等(電子データ)は、電子納品で良いですか？	Q 1 1 情報共有システムで処理した工事帳票等(電子データ)は、電子納品で良いですか？	
A 1 1 「大分市電子納品試行運用ガイドライン【工事編】」を適用する場合は、 <del>施工計画書提出時に</del> 電子納品実施の有無について監督員と協議して下さい。	A 1 1 「大分市電子納品試行運用ガイドライン【工事編】」を適用する場合は、電子納品実施の有無について監督員と協議して下さい。	
Q 1 2 <del>重要事項の指示・承諾・協議案件等は、紙媒体での提出となっておりますが、重要事項とはどのようなものですか？</del>	Q 1 2 工事帳票は、「大分県様式」を使用すれば良いですか？	(変更)要領の改定に伴い現行内容を削除し、Q 1 3の内容を繰上げ。
A 1 2 <del>基本的には、システム上の協議等で受発注者間の意思疎通が図られない事項など、協議後等にトラブルの発生が考えられるものです。想定されるものとしては、設計(契約)変更、地域住民への対応、関係機関との協議、工事現場での事故、その他不測の事態などありますが、重要事項の判断はあくまでも受発注者間の協議で判断をお願いします。</del>	A 1 2 試行要領第5条1項に、「大分県様式あるいは大分県様式に類似する様式」と記載していますので、どちらを使用しても構いません。	
Q 1 3 (略)	Q 1 3 (略)	(変更)要領の改定に伴い、Q 1 4の内容を繰上げ。
Q 1 4 (略)	Q 1 4 (略)	(変更)要領の改定に伴い、Q 1 5の内容を繰上げ。
Q 1 5 (略)		